

ヘク過誤ノ場合ニハ適當ナ賠償ヲ支拂フコトノ決議ヲ採擇シタ

### 三、贈賄及商業上ノ不正手段

一九二九年「アムステルダム」國際商業會議所大會ハ贈賄カ必ス犯罪トシテ處罰サルルコト之ニ對スル民事上及刑事上ノ訴權カ保證セラルヘキコトヲ國際條約ヲ以テ規定シ度シト提議シタ

本件ハ三十一年十月ノ經濟委員會ニ於テ審議セラレ事務局側ハ斯ル違反ニ對スル制裁ハ寧ロ道徳的ノ制裁ニ待ツヘク國際的措置トシテハ例ヘハ「ロータリ」俱樂部ノ如キ機關カ之ニ盡力スルコト望マシイトノ意見ヲ提出シタカ之ニ付テハ各國ノ法制意見等ヲ照會ノ上再應審査スルコトナツタ

其後三十二年一月ノ委員會ニ於テハ本件ニ關スル報告ヲ採擇シタカ右ハ（一）本件ニ付國際條約ヲ締結スルコト望マシキヤ否ヤハ未タ斷定シ得ス（二）但シ理事會ハ各國カ斯ル不正手段ヲ撲滅スル爲努力スル様勸告スヘシ（三）各國政府ニ本報告ヲ送付シ關係法制、檢舉數、豫防手段ニ關スル意見、條約締結ノ可否ニ關スル意見等ヲ照會シ其ノ回答ヲ待ツテ再應審議スルコトシタ

尙本邦當局ノ意見テハ商業上ノ不正行爲ヲ處罰スル爲國際條約ヲ締結スルノ可否ハ尙考慮ノ餘地アリトノ意見テアル

## 收録報告書項目一覽表

## 収録報告書項目一覧表

頁

一 ローザンヌ會議	三
「一九三二年六月一七月『ローザンヌ』會議報告」	一一
概說	一一
第一章 會議開催ノ由來並會議ノ任務	一七
第二章 會議ノ構成並経過	一〇
第一節 會議ノ構成	一〇
第二節 開会及一般討議	一三
第三節 五国声明	一八
第四節 独逸賠償問題ノ解決	三四
第一項 諸国代表部間ノ内交渉	三四
第二項 幹部会ニ於ケル協議	三九
第三項 招請国首席代表ノ会合	五四
第四項 解決案ノ成立	五四
第五項 政治的宣言ノ成立	五三
第六項 独逸國トノ協定批准ニ関スル紳士的申合ノ成立	五八

第七項 独逸国ニ閔スル経過措置.....五九

第六節 一般財政経済問題.....六一

第一項 中部及東部「ヨーロッパ」ニ閔スル決議.....六四

第二項 世界経済財政會議ニ閔スル決議.....六五

第七節 関係文書ノ成立ト最終総会.....六八

第三章 関係諸文書ノ説明.....七〇

第一節 最終議定書並會議採択文書.....七〇

最終議定書.....七〇

第一 独逸国ノ協定.....七三

第二 独逸国ニ閔スル経過措置.....九四

第三 独逸国以外ノ賠償ニ閔スル決議.....九六

第四 中部及東部「ヨーロッパ」ニ閔スル決議.....九七

第五 世界経済財政會議ニ閔スル決議.....九九

第二節 独逸国トノ協定批准ニ閔スル紳士的申合並関係文書.....一〇三

第三節 戰債ニ閔スル文書ノ説明.....一〇七

二 ロンドン国際経済會議.....一一三

1 「経済財政會議準備委員会第一次会合報告」.....一一三

総 説.....一一九

第一章 準備委員会ノ組織及任務.....一二〇

第二章 準備委員会総会.....一二六

第三章 財政分科会.....一二七

第一節 経過概要.....一二七

第一項 議事経過並主要問題ニ閔スル見解ノ相異.....一二七

第二項 通貨及信用政策.....一二七

第一 国際共通本位制度ニ復帰ノ必要.....一三二

第二 一般的金本位制度復帰ノ条件.....一三三

第三 将來ニ於ケル金本位運行上ノ問題.....一三五

第四 銀問題.....一三七

第三項 物価ノ変動.....一三八

第四項 為替制限.....一四〇

第五項 資本ノ移動.....一四三

第六項 公共事業.....一四四

第七項 一般.....一四五

第二節 財政分科会ノ事業ニ閔スル「ノート」.....一五一

第四章 経済分科会.....一五一

第一節 経過大要.....一五一

第一項 議事経過議事項目並手続.....一五

第二項 通商障碍問題.....一五三

第三項 経済及財政ノ相関關係.....一五六

第四項 公共事業.....一五八

第五項 「ボイコット」問題.....一五六

第六項 関税政策問題.....一五八

第七項 関税条約問題.....一五六

第八項 産業協定問題.....一六二

第九項 間接的産業保護問題.....一六五

第十項 其ノ他ノ問題.....一六六

第二節 経済分科会ノ事業ニ関スル「ノート」.....一六六

第五章 最終総会.....一七六

## 2 「經濟財政會議準備委員会第二次会合報告」

　　総説.....一八一  
　　第一章 第二次会合ニ至ル迄ノ経過概要.....一八五

　　第二章 第二次会合総会.....一八六  
　　第一節 経過概要.....一八八

　　第二節 議事手続ト準備委員会ノ任務ニ関スル討議.....一八九

　　第三節 一般討議.....一九二

第三章 財政分科会.....一〇五  
　　第一節 小委員会等ノ設置ト経過概要.....一〇五  
　　第二節 第一小委員会（通貨並信用政策及物価ニ関スル）.....一〇九  
　　第三節 第二小委員会（為替制限及資本移動ニ関スル）.....一一五  
　　第四節 財政問題ニ関スル議題並説明書ノ成立.....一一八

第四章 経済分科会.....一三一  
　　第一節 経済問題ニ関スル議題並説明書作成ノ方針.....一三一  
　　第二節 経済問題ニ関スル議題並説明書ノ成立ト重要問題ニ関スル諸員ノ意見.....一三三  
　　第五章 関係文書ノ完成ト最終総会.....一三五

## 3 「國際經濟財政會議註釈附議題案」

専門家準備委員会議長ヨリ会議組織ノ為ノ理事会委員会議長宛書翰.....一三九

第一部.....一四一

　　A 緒言.....一四五  
　　B 会議ノ一般的「プログラム」.....一四五

　　C 議題.....一五一

第二部 議題二対スル註釈.....一五三

(一) 自由ナル国際金本位恢復ノ条件	一一五四
(二) 一般的金本位恢復三先手遂行セラルヘキ通貨政策	一一五六
(三) 金本位ノ機能	一一五八
(四) 政治的当局ト中央銀行トノ関係	一一五九
(五) 通貨準備	一一六〇
(一) 準備率ノ低下	一一六一
(二) 金為替本位	一一六二
(三) 金節約ノ他ノ方策	一一六三
(四) 通貨準備ノ分配	一一六四
(五) 信用政策ニ於ケル中央銀行ノ協力	一一六五
(四) 銀	一一六六
第二 物価	一一六七
(一) 物価ト生産費トノ間ノ不均衡	一一六八
(二) 均衡ヲ恢復スベキ方策	一一六九
第三 資本移動ノ再開	一一七〇
(一) 外國為替ニ関スル制限ノ撤廃	一一七一
(二) 現存債務	一一七二
(一) 短期債務	一一七三
(二) 長期債務	一一七四
第二 物価	一一七五
(一) 短期債務	一一七六
(二) 長期債務	一一七七
(三) 資本移動	一一七八
第四 國際貿易ノ制限	一一八一
(一) 経済的原因及影響	一一八二
(二) 為替制限、清算協定等	一一八四
(三) 間接ノ保護手段	一一八五
(四) 制限撤廃ノ可能性	一一八五
第五 關稅及條約政策	一一八七
A 關稅政策	一一八九
(一) 關稅引上ノ停止	一一九一
(二) 關稅ノ引下	一一九一
(三) 關稅問題ノ特殊事項	一一九一
(四) 処置方法	一一九三
B 最惠國条款	一一九五
(一) 恒久的例外	一一九六
(二) 一時的例外	一一九七
第六 生產及交易ノ組織化	一一九九
(一) 経済協定	一一〇〇
(二) 小麦	一一〇一
(三) 其他ノ生産品	一一〇二

〔倫敦国際経済會議報告書〕	一一〇三
第一編 総論	一一五
第一章 概説	一一一
第二章 会議開催二至ル迄ノ經緯	一一五
第一節 準備委員会	一一九
第二節 組織委員会	一一九
第三節 華府会談及各国ノ豫備交渉	一二〇
第三章 会議参加国及会議ノ構成	一二一
第一節 会議参加国	一二一
第二節 会議ノ構成	一二二
第四章 総会経過概要	一二五
第一節 会議開会	一二五
第二節 一般討議（自第二回至第六回）	一二七
第三節 最終総会	一二九
第五章 幹部会	一三五
第一節 概説	一三五

第二節 幹部会ノ事業	二五五
第一款 第一回会合ヨリ第四回会合迄（会議手続問題）	二五六
第二款 第五回会合ヨリ第九回会合迄	二五六
第二編 財政委員会	二六三
概説	二六七
第一章 財政第一分科会	二六九
第一節 経過概要	二七一
第二節 信用政策及物価水準	二七一
第一款 概要	二七一
第二款 一般討議	二八一
第三節 債務問題	二八一
第一款 概要	二八一
第二款 一般討議	二八二
第三款 債務問題二関スル決議	二八六
第四節 為替ノ暫定的安定問題ト会議ノ紛糾	二八八
第五節 財政第一分科会ノ審議事項ノ範囲限定	二九三
第六節 財政第一分科会ノ報告	二九六
第二章 財政第二分科会	二九八
第一節 経過概要	二九八

## 第二節 國際的通貨安定ト金本位復帰ノ原則問題

### 第三節 金ノ国内流通ノ廢止問題

#### 第四節 単一法定最低金準備率決定ノ問題

##### 第五節 中央銀行間ノ協力問題

###### 第一款 中央銀行制度ナキ国ニ対スル勧告

###### 第二款 中央銀行間ノ協力ト國際決済銀行

###### 第三款 農業国中央銀行間ノ協力

###### 第四款 中央銀行通貨政策ノ一般的原則

##### 第六節 金為替本位問題

##### 第七節 銀問題

###### 第一款 銀ニ関スル決議

###### 第二款 銀ノ任意売却防止及買上ニ関スル協定ノ成立

##### 第八節 財政第二分科会ノ報告

##### 第三章 財政委員会ノ報告

##### 第三編 経済委員会

##### 第一章 経済委員会概況及一般討議

##### 第二節 財政委員会ノ報告

##### 第三節 概説

###### 第一款 経済委員会ノ組織及経過概況

###### 第二款 議題

###### 第三款 分科会ノ組織

##### 第二節 経済委員会ニ於ケル一般討議

###### 第一款 通商政策

###### 第二款 生産及販売ノ統制

###### 第三款 關稅及禁止制限ヲ除ク其ノ他ノ直接間接國際通商ニ影響アル事項

###### 第四款 公共事業及其ノ他ノ失業緩和策

###### 第五款 経済不侵略及輸入増進ニ関スル「ソヴィエト」提案

##### 第三節 経済委員会議事結果

###### 第一款 分科会審議停頓及其ノ続否問題

###### 第二款 経済委員会報告書

##### 第二章 通商政策問題（第一分科会關係）

##### 第一節 概説

##### 第二節 為替及貿易ノ制限

###### 第一款 分科会ニ於ケル一般討議

###### 第二款 起草委員会ニ於ケル審議

##### 第三節 關稅及條約政策（最惠國条款問題ヲ含ム）

###### 第一款 關稅問題

###### 第二款 最惠國条款

##### 第四節 分科会審議打切及報告書作成

### 第三章 生産及販売ノ統制問題（第二分科会関係）

#### 第一節 概説

五〇三  
五〇七

#### 第二節 議題案ノ審議

五〇八  
五〇七

#### 第三節 第二分科会ノ構成

五〇八  
五〇六

#### 第四節 第二分科会ノ審議

五〇八  
五〇七

#### 第一節 総説

五二一  
五二二

#### 第二節 経済委員会ニ於ケル農産物問題ノ討議概要

五二四  
五二三

#### 第三節 経済委員会第二分科会ニ於テ具体的討議アリタル農産物問題ノ概要

五三四  
五三四

#### 第一款 小麦

五三六  
五三六

#### 第二款 葡萄酒

五三七  
五三七

#### 第三款 木材

五四六  
五四六

#### 第四款 砂糖

五四〇  
五四〇

#### 第五款 バラ

五四一  
五四一

#### 第六款 乳酪製品（Dairy Products）

五四八  
五四八

#### 第七款 「ココア」

五四九  
五四九

### 第五章 直接間接補助金問題（第三A分科会関係）

五五三  
五五三

#### 第一節 第三A分科会ノ組織及議事経過

五五九  
五五九

### 第二節 各国提案要旨及関係文書

五六一  
五六一

#### 一 海運補助金ニ関スル各国提案要旨

五六一  
五六一

#### 二 一般補助金問題

五六四  
五六四

#### 第三節 第三A分科会ノ議事終結

五六六  
五六六

### 第六章 間接保護並ニ獸疫及植物病虫害取締問題（第三B分科会関係）

五六七  
五六七

#### 第一節 第三B分科会議長ノ選挙及議事ノ範囲

五六七  
五六七

#### 第二節 議事経過

五六七  
五六七

#### 第一款 原産地標記ニ関スル事項

五六七  
五六七

#### 第二款 獣疫及植物病虫害取締ニ関スル事項

五六七  
五六七

#### 第三款 間接保護政策ニ関スル事項

五六〇  
五六〇

〈参考〉

### 「国際聯盟ニ於ケル経済問題」

五八七  
五八七

#### 第一章 聯盟経済事業概観

五九五  
五九五

#### 第二章 聯盟経済機関

五九五  
五九五

#### 第三章 輸出入禁止制限撤廃問題

五九八  
五九八

#### 第一節 輸出入禁止制限撤廃條約

五九八  
五九八

#### 第二節 骨類及皮類輸出禁止制限撤廃條約

六〇〇  
六〇〇

#### 第四章 關稅引上休止問題

六〇一  
六〇一

第一節 第一回經濟協調會議（関税引上休止會議）	六〇一
第二節 第二回經濟協調會議	六〇六
第三節 第三回經濟協調會議（第二回經濟協調會議第二回会合）	六〇五
第五章 外国人待遇問題	六〇七
第六章 手形法統一問題	六〇九
第一節 手形法統一會議	六〇九
第二節 小切手法統一會議（手形法統一會議第二回會議）	六一〇
第七章 商事仲裁及經濟上ノ紛争解決手続ニ関スル問題	六一〇
第一節 商事仲裁條項議定書及外國ニ於テ為サレタル仲裁判決ノ執行ニ関スル条約	六一〇
第二節 経済上ノ紛争解決手續	六一
第八章 稅関制度ニ関スル諸問題	六一二
第一節 税関手続簡捷条約	六一二
第二節 關稅課稅品目称呼統一問題	六一二
第三節 稅関ニ關スル技術上ノ諸問題	六一三
第九章 経済統計統一ノ問題	六一六
第十章 各種生産業ニ關スル研究	六一七
第一節 石炭	六一七
第二節 砂糖問題	六一九
第三節 海上富源開発（捕鯨條約）	六二二
第一節 石炭	六一七
第二節 砂糖問題	六一九
第三節 海上富源開発（捕鯨條約）	六二二
第一節 研究ノ歴史	六二三
第二節 關稅制度及通商條約締結方法ニ關スル經濟委員会報告	六二三
第三節 最惠国条款ニ關スル報告	六二四
第十二章 経済不況対策問題（農業問題）	六三七
第一節 概説	六三七
第二節 歐洲聯合研究委員会ニ於ケル討議	六三九
第三節 聯盟總会及經濟委員会ニ於ケル討議	六四四
第十三章 経済侵略條約案	六四八
第十四章 教育映画議定書案	六四九
第十五章 動植物疾病豫防問題及動物ノ運輸ニ關スル条約案	六四九
第十六章 間接保護手段ニ關スル研究	六五〇
第一節 原產地標等ニ關スル問題	六五〇
第二節 原產地称呼ニ關スル問題	六五一
第三節 「ダンピング」輸出獎励金及「ダンピング」防止稅問題	六五一
第十七章 雜件	六五二